令和７年（フ）第３３９３号
東京都杉並区大宮１―14―９―103、商業登記簿上の本店所在地東京都中野区南台３丁目24番３号　山口ビル
破産者　株式会社イミング
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３３９４号
東京都板橋区大谷口北町53―５
破産者　山口　申治
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４１１９号
東京都千代田区紀尾井町３番29号
破産者　功コーポレーション株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７０４１号
東京都品川区東大井５丁目４番10号
破産者　株式会社Ｇｒｅａｔ　Ｂｕｄｄｉｅｓ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７０４２号
東京都墨田区立川１―18―６―201、住民票上の住所東京都中央区日本橋小網町３―12―504
破産者　川上　雄樹
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７６４１号
東京都八王子市石川町2975番地の４
破産者　有限会社東京エンジニアリング
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７６４２号
東京都日野市多摩平２丁目10―６―103、開始決定時の住所東京都八王子市石川町2975―４
破産者　向井　実則
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７６９２号
東京都港区六本木２丁目４番９号　９Ｆ
破産者　株式会社ＹＯＮＥ　ＭＡＲＩＮ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８２４２号
東京都大田区矢口２丁目17―９―103、開始決定時の住所東京都大田区西蒲田２丁目11―９―201
破産者　佐粧　順子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８６号
東京都板橋区高島平７丁目３―４―301
破産者　尾島　英雄
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第９５７号
東京都新宿区新宿５丁目３番７号　ＡＸＩＳ新宿301
破産者　ＧＲＯＳ　ＴＯＫＹＯ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第９５８号
東京都新宿区新宿２丁目４番９号　中江ビル502
破産者　株式会社ＯＦＴＯＮ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第９５９号
東京都新宿区新宿５丁目３―７―301
破産者　金井　大輔
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１２０３号
東京都台東区上野５丁目23番11号４階
破産者　ホームメンテナンス株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３４１号
東京都中央区銀座１丁目22番11号
破産者　Ａ―ｃｉｔ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３４２号
代替住所Ａ（旧住所　東京都港区台場１丁目１―２―2410）
破産者　大塚　洋輝
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３２５４号
東京都荒川区東日暮里６丁目14番３号
破産者　株式会社プリモ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３２５５号
東京都荒川区東日暮里６丁目36番９号
破産者　株式会社ピーティーエム
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３２５６号
東京都文京区本駒込６丁目13―10―204
破産者　元丸　貴士
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３２７４号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸853―１―１―610
破産者　松木　義則
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３２４号
東京都千代田区三番町５―10―1201
破産者　許　　恩瑾
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部